

5. 実践！太陽光発電設備導入～PPA編～

5-5. 導入可能性調査（庁内で調査するケース）（1/3）



庁内で調査する場合の調査項目例は以下のとおりです。

（建築担当部署や、施設担当部署の協力が必要です。また、耐荷重や電気工事に関係する事項などについて、専門知識を有する職員がいない場合は、この段階での確認ができないため、公募による事業者決定後の調査に確認を委ねることとなります。）

調査項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 防水工事の実施状況 （屋根置きの場合のみ）	屋根の防水工事が、いつどのような方法で実施されたかを確認します。 また、今後実施予定があるかどうか、確認しておきましょう。
<input type="checkbox"/> 外断熱の有無（屋根置きの場合のみ）	外断熱がある場合、屋根への設置工事ができず不可となるケースがあるため、有無を確認します。
<input type="checkbox"/> 太陽光パネルの設置場所、設置容量	使用可能な屋根又は土地の面積から、太陽光パネルの積載可能容量を算出します。 可能であれば構造計算書等により施設の耐荷重を確認し、設置に耐えられそうか判断します（※架台の形状等により発電設備の重量は大きく変わりますので、あくまで暫定的な判断となります）。 実際には、影の影響等も考慮のうえ設置容量を決定することとなります。
<input type="checkbox"/> パワーコンディショナ及び蓄電池の設置場所	どこに設置できそうかを検討します。危険な場所ではないか、メンテナンス時の動線に問題がないかなどを確認します。 ハザードマップで、浸水想定区域か否かを確認することも重要です。浸水想定区域の場合は、2階以上に設置したり、高い台の上に設置することを検討しましょう。人が近づきやすい場所の場合には、周りにフェンスを設置できるかなども確認しましょう。
<input type="checkbox"/> 周辺環境に係る影響	周囲に高層マンション等が無いかを確認します。 （周囲に高い建物等があると、日射が遮られる可能性や、太陽光パネルでの反射光が光害を発生させる可能性があります）
<input type="checkbox"/> 想定発電量	太陽光パネルの設置容量と、日射量等の情報を基に、発電量を計算します。次ページ参照。
<input type="checkbox"/> 自家消費率	想定発電量と電力使用量を比較して、どの程度自家消費することができるかを検討します。 自家消費可能な量は、導入するパワーコンディショナの容量や電力を使用する時間帯にも影響を受けます。 設備容量が同じ場合、自家消費率が高いほど、PPAを行う事業者にとって採算性が高くなります。 自家消費率が低い場合は、余剰電力をどのように活用するのが良いか検討しましょう。

ペロブスカイト太陽電池とは

「ペロブスカイト」という鉱物の結晶構造を利用した太陽電池
次世代の太陽電池として注目されている

薄い・軽い・曲げやすい

😊 **ペロブスカイト太陽電池のメリット**

- ・軽量で柔軟な太陽電池が作れる
- ・レアメタルを必要としない
- ・製造コストの低減が期待できる

©朝日新聞デジタル

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要



【施行日：公布の日から2年以内（R6年度～）】

- 建築物への再エネ利用設備の導入促進のため、改正建築物省エネ法（令和4年6月公布）により「**建築物再生可能エネルギー利用促進区域**」制度を創設。本制度は、令和6年度に施行予定。
- 市町村が促進計画を作成・公表することで、計画対象区域内において、①**建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務**、②**建築基準法の形態規制の特例許可**等を措置。

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、**促進計画を作成することができる。**



※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

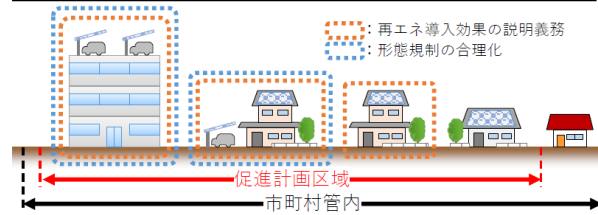
建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

- 【特例許可の対象規定（建築基準法）】
- ・ 容積率 ・ 建蔽率
 - ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
 - ・ 高度地区内における建築物の高さ



質問時使用パネル

太陽光パネル区施設導入

次世代型実証実験を！

再エネ利用促進

区域設定計画も

©朝日新聞デジタル